

様式第4号（第4条・第5条関係）

契 約 結 果 表				
番	号	第 3 2 号	種 別	業務委託
工 事 等 の 内 容	工 事 等 名	令和元年度 吉田浄化センター施設情報システム再構築業務委託		
	工事等箇所	吉田町 住吉 地内		
	概 要	・設計協議 ・システム構築 サーバ環境構築、システム移行作業、移行後環境設定及び動作検証 ・システム運用サポート 操作説明、報告書作成		
	発注担当課	上下水道課		
契 約 関 係	契 約 方 式	随 意 契 約	見積書徴取日	令和元年6月10日
	契約相手方 商号又は名称	株式会社N J S 静岡事務所		
	契約相手方 住 所	静岡県静岡市葵区両替町2丁目4番地15		
	契 約 金 額	¥ 1, 6 2 0, 0 0 0	契 約 日	令和元年6月13日
	着 手 日	令和元年6月14日	完 成 期 日	令和元年9月20日
	随意契約の 相手方を選 定した理由	（１）浄化センター維持管理の状況 昨年度策定した維持管理を纏めたストックマネジメント計画は、長期的な視点で下水道施設全体における今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的としており、この計画に基づき維持管理を実施している。 （２）当該業務内容 ストックマネジメント計画に基づく維持管理を実施しているが、計画に含まれない修繕や分解整備などの情報についても一元管理することが重要である。また、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）第7条発注者の責務において「資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。」とされており、システム等のデータベースにより将来における自らの発注に有効活用できる体制をとるようにされている。そのうえ、浄化センターの設備機器を担当する職員の技術継承が難しい状況の中、今後維持管理の重要性が増すことが予想されるため、システム導入により浄化センターの情報の継承や共有化を図り、効率的な維持管理を実施するものである。 （３）随意契約予定業者 当課では、平成26年度より『浄化センター情報管理システム』を採用し運用しているが、パソコンのOSがWindows 7のため令和2年1月に保守が切れ使うことが出来なくなる。また、システムの仕様が変わり、クラウドでの運用がスタートしていることか		

		ら、維持管理業者においてもシステムの使用が可能となるため再構築するものである。 株式会社N J Sは現システムの制作者であり、ストックマネジメント計画策定業務の受注者であることから、当浄化センターの設備情報を所有しておりシステムの再構築において一貫性が図れることから随意契約予定業者として選定する。		
		適用法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号		
変 更 契 約 関 係	変 更 後 契 約 金 額		変 更 契 約 日	
	変 更 理 由			
	変 更 後 完 成 期 日			